

## 短期入所生活介護重要事項説明書

### ○ 担当者

#### 1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話： 043-250-7351

担当： 事務室 お客さまサービス担当 受付時間 月～金曜日・午前8時30分～午後5時30分  
 ※ ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

#### 2 特別養護老人ホーム晴山苑の概要（ショートステイサービス含む）

##### (1) 提供できるサービスの種類

施設名	晴山苑 ショートステイサービス
所在地	千葉県千葉市花見川区花島町149-1
介護保険指定番号	短期入所生活介護（千葉県1270200106号）

##### (2) 当施設の職員体制

職種	常勤	非常勤	合計
管理者（施設長）	1名		1名 (介護老人福祉施設と兼務)
生活相談員	1名以上		1名以上
機能訓練指導員	1名以上		1名以上
管理栄養士	1名以上		1名以上 (介護老人福祉施設と兼務)
医師		2名以上	2名以上 (介護老人福祉施設と兼務)
看護職員	1名以上		常勤換算40名以上 (介護老人福祉施設と兼務)
介護職員	常勤換算 39名以上		

##### (3) 施設の概要（ショートステイサービス）

定員	併設型 20名	医務室	1室
	空床型 特別養護老人ホームの空きベッドを使用します。	静養室	1室1床
		食堂	1ヶ所
居室 併設型	3人部屋 2室 6床	浴室（一般浴、リフト浴、車椅子浴、特殊浴）	
	2人部屋 1室 2床	談話室コーナー 1ヶ所	
	1人部屋 12室 12床		
居室 空床型	2階から4階の特別養護老人ホームの空きベッドを使用します。		

### 3 施設サービスの概要と利用料（契約書第3条参照）

（※料金については、【別紙料金表】を参照）

#### （1）介護給付によるサービス（契約書第3条参照）

- ・介護・・・短期入所生活介護計画書に沿って、下記の介護を行います。  
食事の介助、排泄の介助、洗面・整容の介助、移乗・移動の介助  
食事・・・朝食 8：00～  
昼食 12：00～  
夕食 18：00～  
経管栄養の方の食事時間・・・朝 7：30～  
昼 11：30～  
夕 17：00～

※ 外来・外出等の諸事情により、食事の提供時間が前後する場合があります。

入浴・・・週に2回以上入浴していただけます。

利用者の状態に応じて一般浴・リフト浴・車椅子浴・特殊浴の4種類の入浴方法があります。

- ・機能訓練・・・ご本人及び、ご家族の要望に応じ、理学療法士及び作業療法士による相談や機能訓練等を実施しております。
- ・レクリエーション・・・入所者交流会等の行事を週、月、年単位で随時行います。
- ・生活相談・・・生活相談員に生活に関する相談等ができます。
- ・健康管理・・・医務室に看護師が勤務しますので、健康状態の確認及び、ご家族の指示に基づいた医療行為を継続して行うことができます。また、24時間体制で協力病院との連絡体制を確保しています。
- ・通院外来・・・必要に応じて協力病院（平山病院）への通院の送迎を行うことができます。
- ・環境整備・・・居室内の清掃整備等を状態、状況に応じて行います。  
リネンの交換を定期あるいは必要に応じて行います。
- ・緊急時の受け入れ・・・介護者がやむを得ない事情により介護ができなくなった場合他短期入所事業者と連携し、受け入れ態勢を確保します。

※ 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急時やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の身体拘束を行いません。尚、緊急時やむを得ない場合は、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯・時間等の説明を行い、同意を得ます。

#### （2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条参照）

##### ① 食事提供に要する費用

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。また、入所日・退所日や外出され召し上がらなかった場合は召し上がった分のみの料金となります。

（朝343円、昼582円、夕520円）介護保険負担限度額認定 1～3段階

（朝400円、昼700円、夕600円）介護保険負担限度額認定 4段階

##### ② 滞在に要する費用

この施設及び設備をご利用され、滞在するにあたり、多床室をご利用される方には光熱水費相当額、個室をご利用される方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましてはその認定証に記載された滞在費の金額（1日あたり）のご負担となります。

(3) その他自己負担となるもの

- ・記録の複写物にかかる実費相当の費用 (A 4・1枚につき10円)
- ・理・美容代
- ・個人選択により利用される個人用の日用品
- ・行事参加時に要す費用
- ・個人希望による外食に要す費用
- ・外部業者依頼のクリーニング代金

・キャンセル料

① ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ア 前日の17時までに連絡を頂いた場合・・・無料

イ 前日の17時までに連絡を頂けなかった場合・・・1,150円(昼食、夕食代金)

※ただし、ご利用者様の体調不良や気象災害、正当な事由がある場合には、キャンセル料は頂きません。

② 退院後にショートステイを利用される場合

ショートステイご利用2週間前までに退院日が確定していない場合はご相談の上、予約をキャンセルさせていただきます場合がございます。

※緊急のご利用が出た場合。

※介護状態が重く、ショートステイのご利用が必要と認められる方が出た場合。

(4) その他サービス (契約書第4条参照)

(以下のサービスは無料で行います)

①洗濯の代行・・・使用した衣類は、居室内にて退所日まで保管しご自宅での洗濯をお願いしておりますが、衛生上、洗濯の必要がある衣類や、ご家庭の事情で入所中の洗濯が必要な方の衣類については洗濯の代行を致します。

②食品の預かり・・・おやつ、嗜好品等をご希望に応じ預かります。職員にご相談下さい。また、職員から声を掛けさせていただく場合もあります。

③預かり金・預かり品の管理・・・

貴金属、現金、各種証書、カード類を含む貴重品はお持ち込みをご遠慮下さい。万が一紛失した場合は当苑においては責任を負いかねますのでご了承下さい。やむを得ない事情の方は事前にご相談下さい。預り証発行の上、金庫で保管させていただきます。

(5) サービス計画

短期入所生活介護計画書の立案 (契約書第5条参照)

ショートステイサービスを提供するにあたり、ご利用者の状況・希望などを考慮し、居宅介護サービス計画書に沿って短期入所生活介護計画書を立案・作成いたします。また、身体状況等が変わりサービス内容に見直しが必要な場合は、随時短期入所生活介護計画書の内容の見直しを行い、再度説明させていただきます同意を得ます。

4 支払方法 (契約書第7条参照)

- ・利用された月の翌月10日頃までに請求書を郵送します。できるだけ月末のお支払いをお願いします。
  - ・お支払いいただきますと、領収書を郵送します。領収書は大切に保管してください。
  - ・お支払方法は、現金支払か銀行振込もしくは自動振替のご利用ができます。
- ※ 利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

当施設の銀行口座 ・ 三菱UFJ銀行 八千代支店  
普通預金 0335164  
社会福祉法人晴山会 理事長 平山登志夫

ア 償還払いの場合は、一旦お客さまに介護報酬額全額をお支払い頂き、その領収書を添えて後日市の窓口で請求しますと9割の還付が受けられます。

イ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。

その場合は、一旦1日あたりの利用料を頂き、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日、市の窓口で提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用申込

- ・ まずは、介護支援専門員にご相談下さい。担当の介護支援専門員より、ご利用される方の状態を教えた上での申し込み、受け付けとなります。
- ・ ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は3ヶ月前からできます。
- ・ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員にご相談ください。

### (2) サービス利用のために

お一人で外出される心配のある方につきましては、ご自宅から写真を持参して頂いたり、写真を撮影させて頂く事もありますのでご了承下さい。

### (3) 利用期間中の中止（契約書第9条参照）

※以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ ご利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他のご利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為等があった場合

### (4) サービス利用契約の終了（契約書第10条参照）

#### ① ご利用者のご都合で、サービス利用契約を終了する場合

お申し出により、いつでも解約できます。

#### ② 自動終了

イ ご利用者が、介護保険施設に入所した場合

ロ ご利用者が、お亡くなりになった場合

ハ 介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

ニ ご利用者が、サービス料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、150日以内に支払われない場合、ご利用者やそのご家族などが、当施設や従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6 緊急時の対応（契約書第13条参照）

第5項の（3）に記載の状態の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡します。緊急時は協力病院（平山病院）へ外来受診する場合があります。

第1連絡先			
フリガナ 氏名（続柄）	番号		順番
( )	自宅電話番号		
	携帯電話番号		
住 所	〒		
職場名*緊急時のみ使用	職場電話番号		

第2連絡先			
フリガナ 氏名（続柄）	番号		順番
( )	自宅電話番号		
	携帯電話番号		
住 所	〒		
職場名*緊急時のみ使用	職場電話番号		

7 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

〔当施設をご利用される方々が、可能な限りご自宅での生活ができるよう、ご利用者が有する能力に応じた生活援助と社会生活に必要な援助を行います。〕を行動指針にし、ご利用者の人権を尊重し、ご利用者の立場に立ったサービスが提供できるよう研鑽に努めます。

(2) 当苑をご利用するにあたっての留意事項

- ・面会時間 …… 午前8時30分～午後8時00分
- ・外出 …… 原則として自由、ただし、事前にお申し出下さい。
- ・金銭・貴重品の管理 …… 自己責任を原則とします。  
多額な現金及び貴重品の持ち込みは、禁止します。
- ・宗教活動 …… 原則として禁止します。
- ・緊急連絡先等の変更 …… 速やかに届け出をお願いします。

8 非常災害対策

- ・災害時の対応 …… 当苑の災害対策規定に基づいた対応をします。
- ・防災設備 …… スプリンクラー設備、非常通報設備（消防署直通）
- ・防災訓練 …… 年 5 回実施しています。
- ・防火責任者 …… 施設長の定める有資格者

9 職場におけるハラスメントの防止

①当苑のハラスメント相談窓口

ハラスメント解決責任者 管理者 朝生 智明

10 衛生管理等

- ・当苑ではご利用者が安心してサービスを受けられるよう、感染症の発生及びまん延防止のための措置を講じます。

感染対策責任者 管理者 朝生 智明

感染対策担当者 ケアワーカー長 三山 武史

11 虐待防止のための相談窓口

- ・当苑では虐待の発生またはその再発を防止するための措置を講じます。

- ・当苑の虐待に対する相談窓口

虐待防止責任者 管理者 朝生 智明

虐待受付担当者 事務長 里見 広美 電話 043-250-7351

- ・当苑以外の虐待に対する相談窓口

花見川区保健福祉センター 高齢障害支援課 電話 043-275-6425 (直通)

12 サービス内容に関する相談・苦情の窓口

① 当苑のご利用者相談・苦情窓口

苦情解決責任者 管理者 朝生 智明

苦情受付担当者 事務長 里見 広美 電話 043-250-7351

②その他

当苑以外に、市の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

イ 千葉市花見川区保健福祉センター

高齢障害支援課 介護保険室

電話 043-275-6401 (直通)

ロ 八千代市長寿支援課

電話 047-483-1151 (代表)

ハ 習志野市保健福祉部介護保険課

電話 047-451-1151 (代表)

---

短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者 所在地 千葉県千葉市花見川区花島町149-1

名称 晴山苑ショートステイサービス

施設長 朝生 智明

印

説明者 ショートステイ担当者

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名